

大磯町使用料・手数料等見直し庁内検討会議要綱（案）

平成 年 月 日
大磯町告示第 号

（趣旨）

第1条 この要綱は本町が徴収する使用料・手数料等の見直しに関する事項を検討するため、大磯町庁議規程（平成14年大磯町告示第16号）第5条の規定に基づき大磯町使用料・手数料等見直し庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置し、その所掌事項及び構成員並びに運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 検討会議は、本町が徴収する使用料・手数料等の見直しに関する消費税転嫁及び継続見直しのための統一基準について検討する。

（検討会議の構成）

第3条 検討会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）政策総務部長
- （2）政策総務部財政課長
- （3）別表に掲げる課等に所属する職員のうち、原則として4級又は5級の者
（会長及び副会長）

第4条 検討会議の会長は、政策総務部長をもって充てる。

- 2 検討会議に副会長を置き、政策総務部財政課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 構成員は、都合により会議に出席できないときは、会議に代理の職員を出席させることができるものとし、当該代理の職員の出席をもって当該構成員の出席とみなす。

（意見等の聴取）

第6条 検討会議は、その所掌事項について必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（報告）

第7条 会長は、検討会議の検討結果について、政策会議に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 検討会議の庶務は、政策総務部財政課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

政策総務部政策課
政策総務部総務課
政策総務部税務課
町民福祉部町民課
町民福祉部福祉課
町民福祉部子育て支援課
町民福祉部スポーツ健康課
都市建設部建設課
都市建設部下水道課
都市建設部都市計画課
産業環境部産業観光課
産業環境部環境課
産業環境部美化センター
農業委員会事務局
教育部学校教育課
教育部生涯学習課
消防本部消防総務課